

平成27年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市民病院事業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年間入院患者数	205,546 人
(3) 年間外来患者数	315,900 人
(4) 1日平均入院患者数	562 人
(5) 1日平均外来患者数	1,300 人
(6) 年間がん検診者数	38,158 人
(7) 1日平均がん検診者数	157 人

2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年間入院患者数	90,768 人
(3) 年間外来患者数	53,460 人
(4) 1日平均入院患者数	248 人
(5) 1日平均外来患者数	220 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	29,280 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	10,197 人

(9) 1日平均短期入所療養介護及び
介護保健施設サービス等利用者数 80人

(10) 1日平均通所
リハビリテーション等利用者数 33人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病 床 数 634床

(2) 年間入院患者数 196,224人

(3) 年間外来患者数 283,343人

(4) 1日平均入院患者数 536人

(5) 1日平均外来患者数 1,166人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 市民病院事業収益 20,648,821千円

第1項 医 業 収 益 19,197,961千円

第2項 医 業 外 収 益 1,450,860千円

第2款 脳卒中・神経脊椎センター事業収益 7,916,238千円

第1項 医 業 収 益 5,280,483千円

第2項 医 業 外 収 益 2,569,361千円

第3項 研 究 助 成 収 益 20,000千円

第4項 介 護 老 人 保 健 施 設 収 益 46,394千円

第3款 みなと赤十字病院事業収益 2,885,910千円

第1項 医 業 収 益 67,402千円

第2項 医 業 外 収 益 2,818,508千円

合 計 31,450,969千円

支 出

第1款 市民病院事業費用	21,679,615千円
第1項 医 業 費 用	20,271,446千円
第2項 医 業 外 費 用	121,449千円
第3項 特 別 損 失	1,086,720千円
第4項 予 備 費	200,000千円
第2款 脳卒中・神経脊椎センター事業費用	8,272,420千円
第1項 医 業 費 用	7,407,226千円
第2項 医 業 外 費 用	316,629千円
第3項 医 学 研 究 費 用	20,000千円
第4項 介 護 老 人 保 健 施 設 費 用	28,676千円
第5項 特 別 損 失	399,889千円
第6項 予 備 費	100,000千円
第3款 みなと赤十字病院事業費用	2,864,741千円
第1項 医 業 費 用	2,033,667千円
第2項 医 業 外 費 用	831,074千円
合 計	32,816,776千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,631,670千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 市民病院事業資本的収入	2,249,368千円
第1項 企 業 債	1,250,000千円
第2項 一 般 会 計 負 担 金	937,321千円

第3項	一般会計補助金	61,047千円
第4項	その他	1,000千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業 資本的収入	1,201,339千円
第1項	企業債	400,000千円
第2項	一般会計負担金	796,145千円
第3項	一般会計補助金	5,184千円
第4項	その他	10千円
第3款	みなと赤十字病院事業 資本的収入	1,404,598千円
第1項	一般会計負担金	1,179,475千円
第2項	一般会計補助金	225,123千円
	合 計	4,855,305千円
	支 出	
第1款	市民病院事業資本的支出	2,996,578千円
第1項	建設改良費	1,530,539千円
第2項	企業債償還金	1,443,479千円
第3項	投資	22,560千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業 資本的支出	1,659,654千円
第1項	建設改良費	400,000千円
第2項	企業債償還金	1,259,654千円
第3款	みなと赤十字病院事業 資本的支出	1,830,743千円
第1項	建設改良費	60,000千円
第2項	企業債償還金	1,770,743千円
	合 計	6,486,975千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市民病院業務委託	平成28年度から 平成30年度まで	1,500,000千円
市民病誌院購入学費	平成28年度	8,000千円
市民病院再整備事業費 用地取得	平成28年度から 平成29年度まで	7,000,000千円
脳卒中・神経脊椎センター 医事業務委託	平成28年度から 平成30年度まで	400,000千円
脳卒中・神経脊椎センター 医学洋雑誌購入費	平成28年度	5,000千円
脳卒中・神経脊椎センター 施設管理委託	平成28年度から 平成29年度まで	20,000千円

2 議会の議決を得て設定した債務負担行為をすることができる事項を次のとおり変更する。

変 更 前			変 更 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
脳血管医療センター施設管理委託	平成27年度から 平成28年度まで	460,000千円	脳卒中・神経脊椎センター施設管理委託	平成27年度から 平成28年度まで	460,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費、医療備品購入費及び用地取得費に充てるため。

(2) 限度額 1,650,000 千円

市民病院建設改良費充当企業債 1,250,000 千円

脳卒中・神経脊椎センター建設改良費充当企業債 400,000 千円

(3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。

イ 起債の時期は平成27事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利率 年5.0%以内

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、927,729 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,731,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	土 地	市民病院再整備用地	17,000㎡

平成27年 2月10日提出

横 浜 市 長 林 文 子

